

滋 精 保 福 第 210 号
平成 19 年(2007 年)10 月 31 日

各関係機関の長 様

滋賀県立精神保健福祉センター所長
(公 印 省 略)

平成 19 年度精神保健福祉業務従事者研修
〈ステップアップコース～アルコール編～〉の開催について(通知)

平素は、当センター事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 19 年度精神保健福祉業務従事者研修〈ステップアップコース～アルコール編～〉(市町精神保健福祉担当職員研修会)を別紙開催要領に基づき実施しますので、貴所属の精神保健福祉業務にかかる職員の受講についてご配慮をお願いします。

精神保健福祉業務従事者研修<ステップアップコース～アルコール編～>

(市町精神保健福祉担当職員研修会)開催要領

1. 目的

アルコール依存症は、治療すれば回復する病気である。しかし、身体的・精神的・社会的問題が生じていても、アルコールに関する問題を認めようとしなない「否認の病気」とも言われている。これは、アルコール依存症の治療をより困難にしている。

そこで、基礎的な知識をふまえより実践的な対応について学ぶとともに、関係機関の連携を深めることで、アルコール問題への初期介入を効果的に実施し、アルコールの支援体制の推進を図ることを目的として実施する。

2. 日時

平成 19 年 12 月 19 日(水) 13:00～16:30(受付12:30～)

3. 場所

滋賀県立精神保健福祉センター 1階 研修室

4. 対象者

滋賀県内において精神保健福祉業務を担当する者であり、原則基礎コースを受講した者
その他受講が必要と認められる者

5. 内容

1) 講演「アルコール問題に関する相談の実際～家族からの相談を中心に～」

講師:久里浜アルコール症センター 医療福祉相談室 主任 藤田 さかえ 氏

2) 事例検討

アドバイザー:久里浜アルコール症センター医療福祉相談室 主任 藤田 さかえ 氏
滋賀県立精神保健福祉センター 次長 辻本 哲士 氏

6. 参加申し込み

別紙参加申込書により平成 19 年 12 月 10 日(月)までに下記あてお申し込み下さい

7. 申し込み・問い合わせ先

〒525-0072 草津市笠山 8 丁目 4-25

滋賀県立精神保健福祉センター

TEL)077-567-5010

FAX)077-567-5033

FAX送信票

滋賀県立精神保健福祉センター 久保 あて
(FAX番号:077-567-5033)

**平成19年度精神保健福祉業務従事者研修
<ステップアップコース～アルコール編～>
参加申し込み書**

参加を希望される方についてご記入ください。

職種	氏名	学びたいこと等

機関名

電話

FAX